

議案第68号

一 関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

一 関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

一 関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年一関市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定による場合を除くほか、<u>市立学校の用に供する財産の用途を廃止した普通財産（第8条において「閉校校舎等」という。）は、法人その他の団体又は個人（以下この項において「法人等」という。）において、雇用の創出、産業の振興、福祉の増進、人材の育成その他の地域の活性化に資する事業（工場、事業所等の立地を目的とした事業を除く。）</u>として市長が認めるものに供するときは、<u>法人等にこれを時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定による場合を除くほか、<u>普通財産は、</u> <u>法人その他の団体又は個人</u> <u>において、起業若しくは事業承継により実施する新たな事業又は地域の課題解決に資する事業</u> <u>として市長が認めるものに供するときは、</u> <u>これを時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</u></p> <p>4 [略]</p>
<p><u>(閉校校舎等利活用事業審議会)</u></p> <p>第8条 市長の諮問に応じ、第4条第1項第1号及び第3項の規定による閉校校舎等の貸付け（他の地方公共団体その他公共団体に対する貸</p>	<p><u>(意見聴取)</u></p> <p>第8条 市長は、市立学校の用に供する財産の用途を廃止した普通財産を貸し付けようとするときは、当該普通財産が所在する地域の住民の</p>

付けを除く。) に関し審議するため、一関市閉校校舎等利活用事業審議会（次項において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 閉校校舎等のある地域の住民
- (3) 市の職員

3 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から第1項の諮問に係る答申を行う日までとする。

意見を聴くものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前にこの条例による改正前の一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定により締結された契約については、なお従前の例による。

議案第69号

一関市中心市街地における店舗等に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定
について

一関市中心市街地における店舗等に係る固定資産税の不均一課税に関する条例を次の
とおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市中心市街地における店舗等に係る固定資産税の不均一課税に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、中心市街地における土地及び建物の有効活用を促進し、地域の活性化を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、中心市街地の区域内に、新たに店舗等を取得した場合の固定資産税の不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により市が定めた商業地域のうち、一関地域内の田村町、大手町、八幡町、城内、宮坂町、新大町、大町、地主町、磐井町、桜木町、東地主町、駅前及び上大槻街の区域をいう。
- (2) 店舗 小売業、飲食サービス業その他の事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を除く。）の用に供される建物及び併用住宅をいう。
- (3) 併用住宅 前号に規定する事業の用に供する部分と居住その他の用に供する部分が併存する建物をいう。

(不均一課税)

第3条 中心市街地の区域内において、次に掲げる家屋及び土地を令和7年1月2日以降

に贈与（親族間における所有権移転を除く。）又は譲渡により取得した場合に、当該家屋及び土地に対して課する固定資産税の税率は、当該資産に対し、課税されるべきこととなる最初の年度以後5年度に限り、一関市市税条例（平成17年一関市条例第46号）第62条に規定する税率の100分の50とする。

- (1) 既存の店舗を取得し、事業又は居住の用に供する場合の当該店舗又は住宅及びその敷地である土地
- (2) 新たに店舗を取得した場合の当該店舗又は住宅及びその敷地である土地
- (3) 既存の店舗を解体し、解体後の土地に新たに事業又は居住の用に供するために取得した当該店舗又は住宅及びその敷地である土地

2 前項の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けることができる者は、対象となる家屋及び土地の所有者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5年以上継続して事業を営み、又は居住する意思を有すると認められる者であること。
- (2) 前項に規定する家屋及び土地の所有者（併用住宅及び住宅にあつては、世帯員を含む。）に市税の滞納がないこと。
- (3) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

（申請及び決定）

第4条 前条の規定による固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請により不均一課税をすることを決定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（届出）

第5条 申請者は、前条第1項により申請した内容に変更があったときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（調査等）

第6条 市長は、不均一課税を適正に行うため必要があると認めるときは、店舗又は住宅の所有者並びに関係機関に、不均一課税の要件の調査に関し必要な情報の提供を求める

ことができる。

(不均一課税の適用の取消し)

第7条 市長は、固定資産税の不均一課税の適用を受けた所有者又は引き続き受けようとする所有者（以下「適用を受けた所有者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、不均一課税の適用を取り消し、又は不均一課税をしないことができる。

- (1) 当該事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は休止の状況にあると認められるとき。
- (2) 第3条第1項各号に規定する用途に供しないこととなったとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに規定する要件を欠いたと認められるとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (5) 適用を受けた所有者が第3条第1項に規定する不均一課税の適用期間内に市税を滞納したとき。
- (6) 適用を受けた所有者が重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

(他の条例との関係)

第8条 この条例の規定による不均一課税の適用を受けた固定資産については、他の条例の規定による不均一課税又は課税免除の適用を受けることができない。

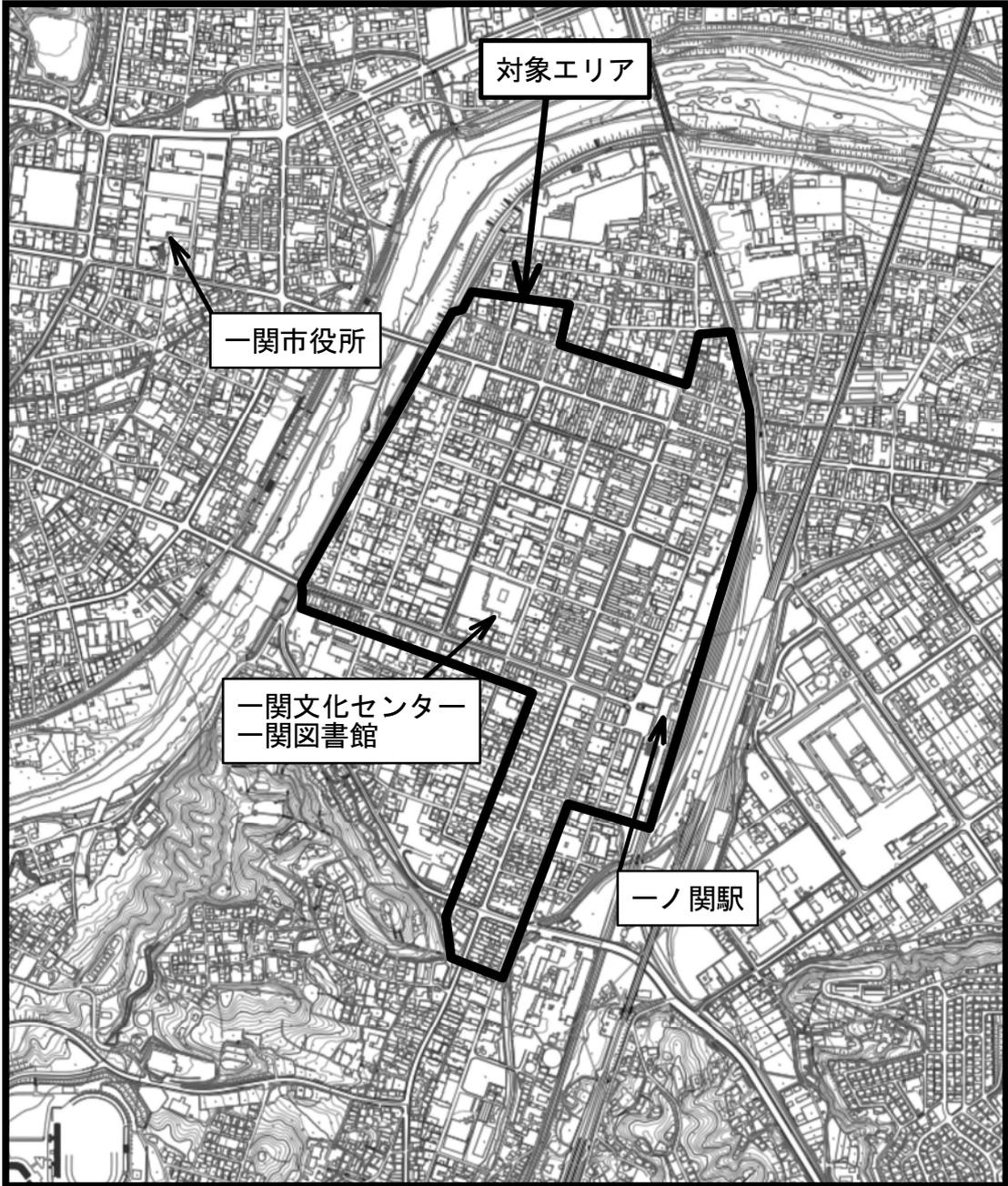
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行し、令和8年度分の固定資産税から適用する。

区 域 図



議案第70号

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

一関市スポーツ施設条例（平成17年一関市条例第95号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
施設	施設の名称	位置	施設	施設の名称	位置
[略]			[略]		
テニスコート	[略]		テニスコート	[略]	
	春日公園テニスコート	一関市大東町大原字川内35番地		春日公園テニスコート	一関市大東町大原字川内35番地
	伊勢館公園テニスコート	一関市大東町鳥海字細田15番地1		清田テニスコート	一関市千厩町清田字落合2番地1
	清田テニスコート	一関市千厩町清田字落合2番地1		[略]	
[略]			[略]		
キャンプ場	尾花が森キャンプ場	一関市萩荘字要害山田110番地24	キャンプ場		

花泉運動公園キャンプ場	一関市花泉町花泉字伊勢沢14番地3
飛ヶ森キャンプ場	一関市千厩町奥玉字飛ヶ森11番地80
[略]	
[略]	

別表第2（第5条関係）

施設	施設の名称	利用期間	利用時間	休日
[略]				
テニスコート	[略]			
	春日公園テニスコート	1月4日から 12月28日まで	午前6時から 午後10時まで	
	伊勢館公園テニスコート	1月4日から 12月28日まで	午前6時から 午後10時まで	
	清田テニスコート	1月4日から 12月28日まで	午前6時から 午後10時まで	
[略]				
キャンプ場	尾花が森キャンプ場	5月1日から 10月31日まで		
	花泉運動公園キャンプ場	5月1日から 10月31日まで		
	飛ヶ森キャンプ場	5月1日から 10月31日まで		
	[略]			
[略]				

飛ヶ森キャンプ場	一関市千厩町奥玉字飛ヶ森11番地80
[略]	
[略]	

別表第2（第5条関係）

施設	施設の名称	利用期間	利用時間	休日
[略]				
テニスコート	[略]			
	春日公園テニスコート	1月4日から 12月28日まで	午前6時から 午後10時まで	
	清田テニスコート	1月4日から 12月28日まで	午前6時から 午後10時まで	
	[略]			
[略]				
キャンプ場	飛ヶ森キャンプ場	5月1日から 10月31日まで		
	[略]			
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第71号

一 関市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市印鑑条例の一部を改正する条例

一 関市印鑑条例（平成17年一関市条例第113号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明)</p>	<p>(印鑑登録証明)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>第1項本文及び第4項の規定にかかわらず、被登録者は、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下次条において同じ。）を使用して、証明書窓口受付端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等の交付申請を受付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明)</p>

議案第72号

一関市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について

一関市青少年問題協議会条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市青少年問題協議会条例を廃止する条例

一関市青少年問題協議会条例（平成17年一関市条例第220号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第73号

一関市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

一関市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条

に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供され

る法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらか

じめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な

措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの

利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場

合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力す

ることにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 73 号 参考資料

一 関市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要

条項	内 容
第 1 条	法第54条の 3において準用する法第46条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める趣旨であることを定めるもの
第 2 条	特定乳児等通園支援事業者は、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すこと、利用乳幼児の意思及び人格を尊重し特定乳児等通園支援を提供するように努めること、関係事業者との密接な連携に努めること、人権の擁護や虐待の防止等のための体制の整備に努めるとともに職員に対し研修を実施するなど、特定乳児等通園支援事業者の一般原則を定めるもの
第 3 条	利用定員に関する基準を定めるもの
第 4 条	特定乳児等通園支援事業者が乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに実施する面談について定めるもの
第 5 条	特定乳児等通園支援事業者は、正当な理由がなければ乳児等支援給付認定保護者からの利用申込みを拒んではならないことを定めるもの
第 6 条	特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業の利用について市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないことを定めるもの
第 7 条	乳児等通園支援事業者が、乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則第28条の24各号に掲げる事項を確認することを定めるもの
第 8 条	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないことを定めるもの
第 9 条	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況等の把握に努めなければならないことを定めるもの
第10条	特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならないことを定めるもの
第11条	特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならないことを定めるもの
第12条	特定乳児等通園支援事業者が、乳児等支援給付認定保護者から支払を受け

	る費用について定めるもの
第13条	特定乳児等通園支援事業者が法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合、乳児等支援給付認定保護者に対して通知しなければならない内容について定めるもの
第14条	特定乳児等通園支援事業者は、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならないことを定めるもの
第15条	特定乳児等通園支援事業者の自己評価及び外部評価について定めるもの
第16条	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況等の把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないことを定めるもの
第17条	特定乳児等通園支援の提供中に乳児等支援給付認定子どもに体調の急変等が生じた場合は、保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないことを定めるもの
第18条	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市町村に通知しなければならないことを定めるもの
第19条	特定乳児等通園支援事業者が、運営規程の中で定めておかなければならない事項について定めるもの
第20条	特定乳児等通園支援事業所における職員の勤務体制の確保等について定めるもの
第21条	特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならないことを定めるもの
第22条	特定乳児等通園支援事業に係る重要事項について、特定乳児等通園支援事業所内での掲示及び公衆の閲覧に供することについて定めるもの
第23条	特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条などに関わらず平等に取り扱わなければならないことを定めるもの
第24条	特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、虐待行為をしてはならないことを定めるもの
第25条	特定乳児等通園支援事業所の職員の守秘義務及び特定乳児等通園支援事業者が秘密保持のために講じなければならない措置について定めるもの
第26条	特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供について定めるもの
第27条	特定乳児等通園支援事業者は、支給対象小学校就学前子ども又はその家族の紹介の対償として、金品その他の財産上の利益を供与又は收受してはならないことを定めるもの

第28条	特定乳児等通園支援事業者は、苦情を受け付けるために講じるべき措置及び市からの指導助言に従って改善を行わなければならないことを定めるもの
第29条	特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域との連携に努めなければならないことを定めるもの
第30条	特定乳児等通園支援事業者が、事故の発生又はその再発を防止するために講じる措置について定めるもの
第31条	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないことを定めるもの
第32条	特定乳児等通園支援事業者が、整備しておかなければならない諸記録について定めるもの
第33条	特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録によって行うことができることを定めるもの
第34条	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとするもの
附 則	施行期日を、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行期日と同日の令和8年4月1日とするもの
附 則	条例の施行に必要な準備行為は、条例の施行日前においても行うことができることを定めるもの

3・4 [略]

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

一 関市農村女性の家条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市農村女性の家条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

一 関市農村女性の家条例の一部を改正する条例

一 関市農村女性の家条例（平成17年一関市条例第118号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(名称及び位置) 第2条 女性の家 ^{（名称及び位置）} の名称及び位置は、次のとおりとする。				(名称及び位置) 第2条 女性の家 ^{（名称及び位置）} の名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
一関農村女性の家		一関市赤荻字上袋199番地1		一関農村女性の家		一関市赤荻字上袋199番地1	
川崎農村女性の家いぶき会館		一関市川崎町薄衣字天蔵1番地7					
(利用時間) 第5条 女性の家 ^{（利用時間）} の利用時間は、午前8時30分から午後10時（川崎農村女性の家いぶき会館の宿泊利用にあっては、午後3時から翌日の午前10時）までとする。ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下次条、第7条及び第10条において同じ。）は、必要と認めるときは、これを変更することができる。				(利用時間) 第5条 女性の家 ^{（利用時間）} の利用時間は、午前8時30分から午後10時_____までとする。ただし、市長（指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者。以下次条、第7条及び第10条において同じ。）は、必要と認めるときは、これを変更することができる。			
別表（第8条関係） 1 貸切利用				別表（第8条関係） 貸切利用			
施設名	利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料	

			基本使用料	冷暖房料
一関農村 女性の家	集会室	1 時間	200円	40円
	研修室		200円	40円
	農産加工実習室		400円	80円
川崎農村 女性の家 いぶき会 館	共同学習室（和室）	1 時間	200円	40円
	集会室（和室）		200円	40円
	健康増進室		200円	40円
	調理加工実習室		200円	40円
備考 [略]				

2 宿泊利用

施設名	利用区分	使用料	
		基本使用料	冷暖房料
川崎農村女性 の家いぶ き会館	1 団体 1 泊につき	5,300円	実費を基準 として別に 定める額
備考 1 泊とは、午後 3 時から翌日の午前10時までをいう。			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

		基本使用料	冷暖房料
集会室	1 時間	200円	40円
研修室		200円	40円
農産加工実習室		400円	80円
備考 [略]			

議案第76号

一関市一関牧野条例を廃止する条例の制定について

一関市一関牧野条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市一関牧野条例を廃止する条例

一関市一関牧野条例（平成17年一関市条例第142号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第77号

一関市東山高度集約牧野条例の一部を改正する条例の制定について

一関市東山高度集約牧野条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市東山高度集約牧野条例の一部を改正する条例

一関市東山高度集約牧野条例（平成17年一関市条例第143号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(利用の許可及び使用料)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定により利用の許可を受けた者は、次に定める使用料を市長の定める日までに納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="188 930 1102 1026"><thead><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>10 アール当たり</td><td><u>1,720 円</u></td></tr></tbody></table>	区分	使用料	10 アール当たり	<u>1,720 円</u>	<p>(利用の許可及び使用料)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定により利用の許可を受けた者は、次に定める使用料を市長の定める日までに納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1149 930 2063 1026"><thead><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>10 アール当たり</td><td><u>1,690 円</u></td></tr></tbody></table>	区分	使用料	10 アール当たり	<u>1,690 円</u>
区分	使用料								
10 アール当たり	<u>1,720 円</u>								
区分	使用料								
10 アール当たり	<u>1,690 円</u>								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第78号

一 関市室根高原牧野条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市室根高原牧野条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市室根高原牧野条例の一部を改正する条例

一関市室根高原牧野条例（平成17年一関市条例第145号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>別表第1（第11条、第14条関係） 夏期牧野利用料金の限度額（1日1頭当たり） (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">第5条第1号該当</td> <td style="width: 50%;">第5条第2号該当</td> </tr> <tr> <td><u>262</u></td> <td><u>430</u></td> </tr> </table> <p>別表第2（第11条、第14条関係） 冬期牧野利用料金の限度額（1日1頭当たり） (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">第5条第1号該当</td> <td style="width: 50%;">第5条第2号該当</td> </tr> <tr> <td><u>420</u></td> <td><u>715</u></td> </tr> </table>	第5条第1号該当	第5条第2号該当	<u>262</u>	<u>430</u>	第5条第1号該当	第5条第2号該当	<u>420</u>	<u>715</u>	<p>別表第1（第11条、第14条関係） 夏期牧野利用料金の限度額（1日1頭当たり） (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">第5条第1号該当</td> <td style="width: 50%;">第5条第2号該当</td> </tr> <tr> <td><u>330</u></td> <td><u>660</u></td> </tr> </table> <p>別表第2（第11条、第14条関係） 冬期牧野利用料金の限度額（1日1頭当たり） (単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">第5条第1号該当</td> <td style="width: 50%;">第5条第2号該当</td> </tr> <tr> <td><u>495</u></td> <td><u>990</u></td> </tr> </table>	第5条第1号該当	第5条第2号該当	<u>330</u>	<u>660</u>	第5条第1号該当	第5条第2号該当	<u>495</u>	<u>990</u>
第5条第1号該当	第5条第2号該当																
<u>262</u>	<u>430</u>																
第5条第1号該当	第5条第2号該当																
<u>420</u>	<u>715</u>																
第5条第1号該当	第5条第2号該当																
<u>330</u>	<u>660</u>																
第5条第1号該当	第5条第2号該当																
<u>495</u>	<u>990</u>																
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第79号

一 関市藤沢コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市藤沢コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤 善仁

一関市藤沢コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

一関市藤沢コミュニティセンター条例（平成23年一関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		
施設	名称	位置	施設	名称	位置
コミュニティ センター	[略]		コミュニティ センター	[略]	
	徳田交流館	[略]		徳田交流館	[略]
	<u>コミュニティ体育館徳田ふれあいランド</u>	<u>一関市藤沢町徳田字馬場37番地1</u>			
	新沼コミュニティセンター	[略]		新沼コミュニティセンター	[略]
[略]		[略]			
[略]			[略]		
別表（第9条、第14条関係）			別表（第9条、第14条関係）		
1	[略]		1	[略]	
[略]			[略]		

2 体育館等

利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用 料金	冷暖房料
<u>コミュニティ体育館</u> <u>徳田ふれあいラン</u> <u>ド、保呂羽コミュニ</u> <u>ティ体育館</u>	専 用	高 校 生 以 下	[略]
		一 般	
	個 人	高 校 生 以 下	
		一 般	
[略]			
備考 [略]			

2 体育館等

利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用 料金	冷暖房料
<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____保呂羽コミュニ</u> <u>ティ体育館</u>	専 用	高 校 生 以 下	[略]
		一 般	
	個 人	高 校 生 以 下	
		一 般	
[略]			
備考 [略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第80号

一関市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

一関市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

一関市火災予防条例の一部を改正する条例

一関市火災予防条例（平成18年一関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第4章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使</p>

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) [略]

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その

火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) [略]

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その

旨を消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為

(2)～(6) [略]

(委任)

第48条 この条例の実施のための手続きその他施行について必要な事項は、一関市長が定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

旨を消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為（たき火を含む。）

(2)～(6) [略]

2 消防署長は、前各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(委任)

第48条 この条例の実施のための手続きその他施行について必要な事項は、市長が定める。